

# 第1回鹿児島県犯罪被害者等支援条例検討委員会議事概要

## 1 開催日時・場所

令和3年7月14日（水）14：30～16：00

かごしま県民交流センター 東棟3階中研修室第2

## 2 会次第

(1) 開 会

(2) 局長挨拶

(3) 議 事

・ 委員長等の選任

〔委員長は鹿児島純心女子大学餅原教授  
副委員長は鹿児島県弁護士会溝川弁護士〕

・ 条例骨子（案）

(4) その他

(5) 閉 会

## 3 出席委員

有馬委員，木山委員，笹川委員，中洲委員，溝川委員，宮田委員，  
餅原委員（7名，50音順）

## 4 条例骨子案における主な意見

（総則）

### 【定義】

- ・ 他県の条例では，過剰な報道等による二次的被害などが規定されており，条文中に必要な文言は入れて欲しい。
- ・ 再被害防止に関する規定も追加して欲しい。

### 【基本理念】

- ・ 国の第4次犯罪被害者等基本計画で使われている「継ぎ目のない」という表現を使用できないか。

### 【事業者の責務】

- ・ 二次的被害で離職することがないように，社会的に事業者への理解を深めることが大事。

#### 【市町村に対する支援】

- ・ 犯罪被害者等支援で市町村が果たす役割は重要であり、県がしっかりと支援する必要がある。
- ・ 役割を明確化することは重要で、県の責務として市町村への協力と支援を明記することで、連携しやすくなると考える。

#### 【緊急支援の実施】

- ・ 初期対応が大事。重大事案（死傷者が多数に上る事案等）に対応するため、規定すべきである。

(犯罪被害者等支援に関する基本的施策)

#### 【保護・捜査過程における配慮】

- ・ 県警が被害者支援センター等と一緒に取り組んでおり、規定すべき。

#### 【学校における教育】

- ・ 犯罪被害者等の二次的被害防止や性犯罪等で心に傷を負うことなどについて、学校で教育することが大事。

#### 【未成年者の配慮】

- ・ いじめ問題など様々な問題があり、児童生徒の配慮を入れるべきと考える。
- ・ 人間形成にとって重要な時期のため、未成年者に対する配慮を規定して欲しい。

#### 【支援従事者への支援】

- ・ 支援従事者の心的外傷等のフォローなど規定して欲しい。

#### 【その他】

- ・ 「被害者の支援ノート（日本語、外国語版）」の作成も検討いただきたい。